

八峰町公告第 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を定めたので同法第 19 条第 8 項の規定により公告する。

なお、関係書類を八峰町役場ホームページに掲載し縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 26 日
八峰町長 堀内 満也

令和6年度 第 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を定める。

令和7年3月26日
八峰町長 堀内 満也